

## 第6章 基本理念と基本方針

本章では、第5章の現状と課題を受けて筑後国府跡の保存活用を行っていく上での基本理念と保存管理、活用、整備および運営・体制の4つの基本方針を掲げる。

### 第1節 基本理念

筑後国府跡は、古代史を紐解く上で重要な遺跡であるとともに、合川の地に花開いた都市機能が古代から現代へと続く筑後地域の歴史の原点を語る上で欠かせない遺跡である。

筑後国府跡の発掘調査は、昭和36年(1961)に全国の国府跡調査の嚆矢となって以来、国府跡調査のロールモデルとなり58年が経過した。調査成果の蓄積は、前身官衙の成立に加え、7世紀末から12世紀後半に至る政庁の構造と変遷を明らかにしてきた。調査成果を基に、平成8年(1996)にはI期政庁跡の一部と国司館跡の一部が史跡の指定告示を受け、平成15年(2003)にII期政庁跡および国司館跡、平成19年(2007)に前身官衙跡、平成24年(2012)には国司館跡とII期政庁跡が追加指定されている。また、膨大な調査は、筑紫平野を一望できる高良山の麓にあって、九州一の大河筑後川に寄添う水陸交通の結節点に営まれた地方都市として筑後国の中心であり続けた姿を浮かび上がらせた。国府が有していた拠点性が筑後国府廃絶後も現代に引継がれ、今なお福岡県南部の中心都市である本市に息づいている。

上述したように、筑後国府跡の歴史的価値および学術研究的価値は極めて高い。しかし、その遺構は地中にあるため、実際には筑後国府跡の存在を知らない人も少なくない。将来にわたって筑後国府跡を継承していくためには、活用していく中で筑後国府跡の認知度を高めつつ、保存に対する市民意識を醸成していくことが求められる。

本市は、筑後国府跡の周知を図るため、周辺の歴史遺産等と一体となった活用を行うとともに、多くの人々が集い、学び、憩うことができるオープンスペースとしての魅力も整えていく。こうした中で、筑後国府跡を市民や地域住民の郷土愛を醸成するひとつづくりやまちづくりの場とし、もって筑後国府跡の持続可能な保存管理を実現し、久留米の宝として筑後国府跡を未来へと継承していくことを基本理念とする。

基本理念のイメージを図6-1-1に示す。基本理念を簡潔に表すものとして「未来へつなげよう 久留米の宝 筑後国府跡」をそのキャッチコピーとする。



図6-1-1 基本理念のイメージ図

## 第2節 基本方針

基本理念を実現するために保存管理、活用、整備および運営・体制の4つの基本方針を以下に掲げる。各々の基本方針に基づく具体的な取組については、第7章から第10章で述べる。

### 1. 保存管理の方針

古代史を紐解く上で重要な遺跡であると同時に、合川の地に花開いた都市機能が古代から現代へと続く筑後地域の歴史の原点を語る上で欠かせない遺跡として、筑後国府跡が有する本質的価値の保存と未来への継承に求められる保存管理の適切な推進を目指す。

### 2. 活用の方針

筑後国府跡の持続可能な保存に向けて、筑後国府跡に対する興味をもってもらうことから郷土に対する愛着や誇りを育む学び、交流といった視点を重視し、市民や地域住民をはじめとするより多くの人々と筑後国府跡の価値や魅力を共有していく活用策の推進を目指す。

### 3. 整備の方針

本質的価値の顕在化を図りつつ、現代的価値の向上にも配慮し、筑後国府跡が、地域住民や来訪者にとって、快適かつ安心して学び、憩い、集うことができる場となり、将来にわたって筑後国府跡を継承できる整備の推進を目指す。

なお、整備の推進にあたっては、新たな研究成果を取り入れるとともに、周辺の住環境との調和にも配慮する。

### 4. 運営・体制の方針

筑後国府跡の保存、活用、整備を適正かつ効率的に実施し、筑後国府跡の保存活用をひとつくり、まちづくりにつなげるために、地域・市・関係機関が緊密に連携することで実現される持続可能な運営・体制の構築を目指す。